

意見提出手続結果報告書

次の「佐伯市ペット霊園の設置の許可等に関する条例（案）」に対する意見提出手続の実施結果は、以下のとおりでしたので、お知らせします。

1 名称 「佐伯市ペット霊園の設置の許可等に関する条例（案）」

2 意見募集期間

平成26年4月9日(水曜日)から平成26年5月9日(金曜日)まで

3 意見提出件数 1 件

4 提出された意見の要旨とこれに対する実施機関の考え方

(意見要旨)

ペット霊園申請予定者は、隣接土地所有者の同意を得る必要があるとのことだが、通常隣地土地所有者がペット火葬施設の建設に同意するとは思えず、設置のハードルが厳しすぎるのではないかと懸念されている。

(実施機関の考え方)

確かに条件としては厳しいかもしれませんが、隣接土地所有者等とペット霊園申請予定者のそれぞれの利益状況を比較した場合、ペット霊園の設置により隣接土地の利用環境は直接致命的な打撃を受け、その価値は著しく低下することとなり、土地を動かすことができない以上、隣接土地所有者は基本的にこれを防ぐ手段はありません。これに対し、ペット霊園申請予定者は、隣接土地所有者に自ら種々の条件を提示して交渉することができるとともに、最終的に同意が得られない場合でも、事業予定地を他に変更して事業を実施することが可能であり、事業の実施自体が全く不可能となるわけではありません。したがって両者の利益状況を適切に調整するという観点からは、隣接土地所有者に比重を置き、その意向が反映できる方が望ましいと判断します。

5 意見に基づいて修正した内容等

上記の考え方により、修正はありません。

ただし、ペット霊園を構成する施設から隣接土地までの距離が非常に長い場合には、隣接土地の利用環境に与える影響は低下すると思われまますので、施設と隣接土地との距離が一定の数値以上となる場合には、同意を不要とする措置を検討したいと考えます。

## 6 問い合わせ先

市民生活部環境対策課環境保全係

電話 0972-22-3956

電子メール [kankyou@city.saiki.lg.jp](mailto:kankyou@city.saiki.lg.jp)